

In This Issue

最近判例

- ▶ 最近1年間で宣告された特許関連の韓国大法院（最高裁判所）の主な判決の要約
- ▶ 登録商標権の行使も権利濫用になりうる

特許関連

- ▶ 特許審判院、審判事件を6ヶ月以内に終結
- ▶ 化粧方法を特許で保護する時代の開幕
- ▶ Phicom社、米FormFactor社に勝訴
- ▶ Techwing、日本アドバンテストを相手取った特許紛争で勝利
- ▶ エレベーター安全装置の特許出願増加
- ▶ 多様な禁煙補助機能を備えた携帯電話の特許出願増加傾向
- ▶ LG電子「特許侵害強力対応」
- ▶ 最近2年間UCC特許出願大幅増加

商標関連

- ▶ 卸売り・小売り業も2007年1月1日からサービス業として出願可能
- ▶ これからは地域特産物も地理的表示で保護
- ▶ 知識財産保護協会、商標取締りチーム本格可動
- ▶ 中小企業協同商標支援制度充実化

特許審判院、審判事件を6ヶ月以内に終結

特許審判院は、2006年に一部の事件で行われている集中審理制を当事者係事件全体へと拡大し、答弁書/意見書提出期間の延長を制限し、審理終結予定時期を口頭でも通知できるようにするなど、審判過程を改善しようとしている。

Phicom社、米FormFactor社に勝訴

米国の半導体検査装備業者であるFormFactor社が、韓国の半導体検査装備業者であるPhicom社を相手取って特許侵害禁止仮処分を求めたが、棄却された。よって、3年間続いた両社の特許紛争でPhicom社が最終的に勝利を収められるかどうか注目が集まっている。

これからは地域特産物も地理的表示で保護

韓国国内でも地域特産物が初めて商標法の保護を受けるようになった。2006年11月22日「長興（Jangheung）椎茸」が国内地理的表示団体標章第1号として登録された。

最近1年間で宣告された特許関連の韓国大法院（最高裁判所）の主な判決の要約

*一事不再理の効力の判断基準の時点

一事不再理の原則によって審判請求が、不適法かどうかを判断する基準時点は新しい審判請求に対する審決を行う時であるため、仮に新しい審判請求を提起した当時には先審判請求に対する審決が、

確定登録されたことがなくても、新しい審判請求に対する審決の時には、先審判請求に対する審決が確定登録されたとしたら、新しい審判請求が確定登録の審決の一事不再理の効力によって不適法になりうるとします。（大法院2006. 5. 26. 宣告2003HU427判決）

*明細書に記載の従来技術と進歩性判断 ⇨
従来技術は公知技術

明細書に従来の技術を記載する場合には、出願の発明がその出願前に同技術分野における公知の技術に比べ、新規性及び進歩性のあるものだと示すために用いるので、その従来の技術が特段の理由を有しない限り、出願の発明の新規性または進歩性の可否の判断における公知技術とすべきである。(大法院 2005. 12. 23. 宣告2004HU2031判決)

***物の発明に付加された製造方法の記載と進歩性の判断 (Product by process claim)**

物の発明の特許請求範囲は、特段の理由がない限り、発明の対象である物の構成を直接特定する方式で記載しなければならないので、物の発明の特許請求範囲にその物の製造方法が記載されていたとしても、その製造方法のみを用いて物を特定しなければならないなどの特段の理由を有しない限り、当該特許発明の進歩性有無を判断する際にはその製造方法自体を考慮する必要もなく、その特許請求範囲の記載によって物として特定される発明のみを、その出願前に公知の発明などと比較すればよい。(大法院 2006. 6. 29. 宣告2004HU3416判決)

***薬理効果・医薬の用途発明と明細書の記載要件**
薬理効果の記載が要求される医薬の用途発明において、その出願前に、明細書に記載の薬理効果を示す薬理紀伝が明らかになったことと同様の特段の理由を有しない限り、特定の物質の薬理効果を薬理データなどが記された実験例で記載するか、若しくはその代わりになるよう具体的に記載しないと、発明の完成として認定しづらく、且つ明細書の記載要件を満たしていると認定しづらい。(大法院 2006. 1. 27. 宣告2004HU318判決)

***請求項の記載形式とその解釈について (「comprising」について)**

特許発明の請求項が‘ある構成要素らを含むこと (comprising) を特徴とする方法 (物)’という

形式で記載された場合、その特許発明の請求項の明視的記載の構成要素全部に加え、記載されておらず構成要素を追加で実施する場合にも、その記載の構成要素らをすべて含んでいることは変わらないため、そのような実施がその特許発明の権利範囲に属することはもちろん、前記のような形式で記載された請求項は、明視的に記載の構成要素みのならず別の要素を追加して実施する場合までも予想しているとみなす。(大法院 2006. 11. 24. 宣告2003HU2027判決)

***特許法第128条第2項による損害賠償額の算定**

特許法第128条第2項での‘利益’というのは、侵害者の侵害行為によって得られるものであって、その内容に特別な制限がないものの、この規定は、特許権者に損害が生じた場合に、その損害額を評価する方法を定めたことに過ぎなく、侵害行為にも関わらず特許権者に損害が生じなかった場合には適用の余地がなく、但し、損害の発生に関する主張・立証の程度においては前記規定の趣旨に照らし合わせて競業関係などによる損害発生の心配ないし蓋然性があることを主張・立証することで十分であるとみなすべきである。(大法院 2006. 10. 12. 宣告2004DA36505判決)

登録商標権の行使も権利濫用になりうる

大法院 (最高裁判所) は、登録商標の権利者であっても既に一般需要者の間で特定人の商標と認識されている場合には、該当商標は保護を受けられないと判決した。(大法院2007. 1. 25. 宣告. 2005DA67223判決)

(株) シンナラミュージックが編集音盤「ジンハンコービー (濃いコービー)」の商標登録権者である金某氏を相手取った商標登録無効訴訟が受け入れられて商標登録権者である金某氏が、またシンナラミュージックを相手取って音盤販売禁止仮

処分申請を出したものの、結局のところ大法院がソウル高等法院に事件を返すことによってけじめが付いた。

大法院は、判決文にて「シンナラミュージックのジンハンコーヒーシリーズの編集音盤に使用された‘ジンハンコーヒー’というタイトルは、金某氏のこの事件の登録商標の出願・登録当時、既に編集音盤商品における単なる創作物の内容表示名称に留まらず、取引者や一般需要者の間で特定人の商標を示す識別表示として認識されるに至っており、この‘ジンハンコーヒー’のタイトルはシンナラミュージックの信用と顧客吸引力とが一体になっているとみることが妥当であり、自他商品の識別表示として機能する音盤のタイトルに溶け込んだ業務上の信用や顧客吸引力などは、音盤の製作・販売者が付け込んだ資本と努力などによって得られるもの」であると判示した。

更に、裁判部は「この事件は特定人の資本と努力とにより獲得された信用などを乗っ取って、利益を得る目的で出願・登録したものを利用し、かえてその信用などの正当な持ち主である特定人からその信用などを奪い、自ら独店しようとする行為に他ならなく、金某氏のこのような商標権の行使は、商標制度の目的及び機能から掛け離れており、法的に保護を受ける価値のないものだとみなしますので、たとえ、金某氏が商標権の行使という形を取っているとはいえ、登録商標に関する権利を乱用することは許されない」と明かした。

今回の判決は、登録商標権者であっても、その商標権の行使が商標使用者の業務上の信用維持と一般需要者の利益保護とを目的とする商標制度の目的や機能から掛け離れ、公正な競争秩序と取引秩序とを乱し、需要者の間に混同を招く、或いは相手との関係において真意誠実を守るという原則に反するなど、法的に保護を受ける価値のないものとみなされた場合には、その商標権が仮に権利行使の形を取ったといえども、登録商標に関する権

利を濫用したこととなるため、認められない場合もあり、商標権の行使の目的が相手を苦しめたり、損害を与えたりすることのみにあり、これを行行使する人には何の利益のないものだという主観的要件を必ず必要とするものではないと認定したことにその意義が大きいとする。

特許審判院、審判事件を6ヶ月以内に終結へ

(答弁書/意見書の提出期間延長の制限)

特許審判院は、2006年に一部の事件で行われている集中審理制を当事者係事件全体へと拡大し、答弁書/意見書提出期間の延長を制限し、審理終結予定時期を口頭でも通知できるようにするなど、審判過程を改善しようとしている。

集中審理制は、審判事件の速やかな処理のため、両当事者からの主張と証拠資料とを一気に受け取り、争点及び証拠を早期に整理し、速やかに決定を下すための制度で、2006年1月に権利範囲確認審判など、早期に審理終結が必要な事件から一部導入して施行しているが、集中審理制を適用される事件は1回の書面攻防後、口述審理を開き、争点を早期に整理している。

現在、審判事件における答弁書/意見書の提出期間は、基本的に1ヶ月に1回ずつ、2回まで延長でき、最大3ヶ月まで可能であるが、当事者がこれを悪用し、審理を遅延させる場合が多くなり、2006年2月から審判請求された事件は期間延長の理由を厳しく審査し、必要でない提出期間延長は受け入れないこととした。

化粧方法を特許で保護する時代の開幕

韓国特許庁は、これまで特許を与えていなかった「化粧する方法」「パーマをかける方法」に関しても特許が受けられるよう、化粧品審査基準を改正した。

今まで化粧する方法や毛髪処理方法に対して特許を与えてなかったのは、一部の化粧する方法や毛髪処理方法の発明が医療行為のような治療効果を有したケースがあり、公共保健福祉の側面からその可能性のある発明に対して少し保守的な立場をみせていたからである。

しかし、今回は化粧品分野の発明者の要求を受け入れ、かつ国際的基準との調和を図るために、化粧する方法及び毛髪処理方法に関しても特許を与えるよう、審査基準が改正された。但し、確実に治療を伴う場合には、依然として特許を与えないようにする。

今回の審査基準の改正で、化粧品を顔につける方法に関しても特許が受けられるようになった。また、美容室のノウハウとして引き継がれたパーマの過程において用いられるパーマ薬剤や中和剤の種類、またはその使用時間などを調節して望む通りのユニークなパーマをする方法なども特許を受けられるようになった。

Phicom 社、米 FormFactor 社に勝訴

半導体検査装置特許訴訟

米国の半導体検査装置業者であるFormFactor社が、韓国の半導体検査装置業者であるPhicom社を相手取って特許侵害禁止仮処分を求めたが、棄却された。よって、3年間続いた両社の特許紛争でPhicom社が最終的に勝利を収められるかどうかに関心が集まっている。

Phicom社は、自社メンスカード (MEMS CARD) に対してFormFactor社が提起した特許侵害禁止仮処分申請を、「Phicom社のメンスカードがFormFactor社の特許を侵害したとの証拠がない」とし、ソウル中央地方法院が棄却決定を下したと13日付けで明らかにした。

メンスカードは、100nm (ナノメートル) 以下

の半導体チップを探知、本導体ウェーハを従来の製品より4~5倍以上の早いスピードで検査する次世代検査装置である。FormFactor社は世界で初めてメンスカードを開発し、約5000億ウォンの規模であるこの分野の世界市場の約60%を占有している。Phicom社は2006年HYNIX半導体と台湾の半導体業者とにメンスカードを供給し、約350億ウォンの売り上げを上げた。

両社の紛争は2003年末にPhicom社がFormFactor社に続き、世界で二回目にメンスカードを出してから始まった。FormFactor社は、Phicom社を2004年2月に同社の特許権4件を侵害しているとして、ソウル中央地法にて特許侵害禁止訴訟を提起し、これにPhicom社が2004年5月に特許審判院にて特許登録無効審判を請求した。特許審判院にてFormFactor社の特許4件すべてが有効と認定された。

Phicomは直ちに控訴し、2審である特許法院にて4件のうち3件に対する無効判決を勝ち取った。これにFormFactor社は有効と認定された1件の特許を用いて2006年8月に仮処分申請を提起したが、今回は敗訴した。Phicom社の関係者は“今回の仮処分申請の棄却が係留中である本案訴訟に決定的な影響を与える”とし、“最終的に勝訴への可能性が高まっている”と述べた。

Techwing、日本アドバンテストを相手取った特許紛争で勝利

本導体テストハンドラ専門業者である韓国のTechwingは、2004年12月から続いていた日本アドバンテストとの特許紛争にて特許法院から特許無効判決を勝ち取ったと4日付けで明らかにした。

2006年2月1日に特許法院が、アドバンテストの半導体デバイス実験装置とテストテレーイトに関する特許に対し「テストハンドラ業界に勤めている技術者であれば従来の技術より当業者が容

易に想到できる技術であるため、関連特許を無効化する」との判決を下したと、Techwingは伝えた。

アドバンテストの特許は総3件で、半導体デバイス実験装置と関連した特許2件は、先月特許法院にて無効化され、今回の判決で残り1件の特許まで無効化されたと、Techwingは付け加えた。

アドバンテストは、2004年12月にTechwingを相手取って特許審判院にて自社の特許技術が侵害されたとして、ソウル地方法院にて訴訟を提起し、Techwingもそれに応訴し、特許審判院にてアドバンテストの特許権無効審判と特許権利範囲確認審判とを請求し、2006年3月に特許審判院から3件すべてにおいて侵害ではないとの判定を勝ち取った。

Techwingの社長は、“世界的テストハンドラ業者であるアドバンテストの特許攻勢に立ち向かい、勝利を収めたことは、韓国内の装備関連の技術力が世界的水準であることを明らかにした事例”であるとし、“今回の判決をきっかけとして特許紛争による営業妨害から逃れ、テストハンドラ分野の先頭企業として成長するために努力する”と述べた。

エレベーター安全装置の特許出願増加

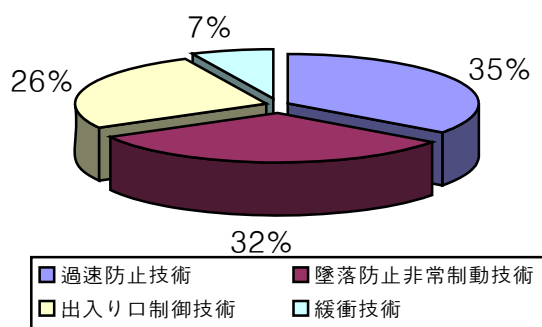
現代は生活の中でエレベーターを利用する回数が多く、よってそのエレベーターの安全装置に関する技術開発も盛んになっている。

韓国特許庁は“エレベーターと関連した出願は、2000年139件から2005年267件で約92%増え、そのうち安全装置と関連した出願は、2000年47件から2005年86件で約83%増加し、この期間におけるエレベーター関連全体出願の24%を占めた”と明かした。

安全装置を備えたエレベーターは、1853年米

国のE.G. OTISがエレベーターの墜落を防ぐ非常制動装置を開発、公開したことが始めであり、最近ではエレベーター案内レールを利用した非常制動装置とエレベーター若しくはエレベーターの床に緩衝機を設けるなどの多様な方法の技術が出願している。

【図1】エレベーターにおける主な出願技術



主な出願技術をみると、過速防止技術35%、墜落防止非常制動技術32%、出入り口制御技術26%、墜落時衝撃エネルギーを吸収する緩衝技術が7%を占めており、非常脱出及び故障自動感知に関する技術も一部出願されている。

具体的に調べてみると、過速防止技術としては、エレベーターの速度が定格速度の1.3倍を越える際、過速防止スイッチを作動させ、巻上機の電源を遮るとともにブレーキを作動させる技術などがあり、墜落防止技術としては高速エレベーターに用いられるものとして、1000℃以上でも安定した制動をすることを特徴とする案内レール及びブレーキシューに関連した技術が出願されている。

また、墜落時衝撃緩衝技術は緩衝機のスプリングや油圧ダンパーの性能を改善する技術などがあり、出入り口制御技術は光電センサーでエレベーターの位置を検出し、エレベーターがフロアの近くにないと出入り口が開かないようにする技術などが出願されている。

これからの超高層ビルの登場、住まい環境の高層化などによって、エレベーターの安全保証がより重

んじられると思われ、それに関連した新しい技術に対する特許出願は増加すると思われる。

多様な禁煙補助機能を備えた携帯電話の特許出願増加傾向

これからは、携帯電話が禁煙パッチや禁煙タバコのような多様な禁煙補助製品とともに禁煙補助器具のひとつとして登場するだろう。

韓国特許庁によると、禁煙補助機能を備えた携帯電話は1998年から出願され、毎年1～2件の出願に留まったものが、2002年を起に増加し始め、2005年には13件に至るなど、現在まで総42件が出願された。出願人別にみると、Pantech、LG、三星、SKなどの大手企業による出願が17件（41%）、中小企業による出願が3件（7%）、その他個人による出願が22件（52%）を占めている。

禁煙補助機能用携帯電話の機能をみると、オゾン若しくは陰イオンなどを発生させ、周りのタバコの煙のような有害物質を除去することによって、喫煙欲求を下げる使用者の健康を高める空気浄化方式が31件で全体の75%を占めている。続いて禁煙日誌のような禁煙関連プログラムや使用者の禁煙欲求を高める各種の禁煙関連情報を無線ネットを通じて使用者に提供するモバイルコンテンツ活用方式5件（12%）、携帯電話に付着の喫煙感知センサーが使用者の喫煙可否や喫煙量を把握し、知らせるセンサー活用方式4件（10%）を占めている。その他、喫煙時、パイプの変わりに用いられ、吸入空気を浄化させ、周囲の汚染を防ぐ携帯電話、特定周波数の波動を発生させ、使用者の喫煙欲求を低下させる携帯電話などがある。

生活必需品のひとつとして扱われている携帯電話は、通信機能以外に多様な機能を備え、我々の生活に入り込み、更に、健康管理において手抜きのあるかちな現代人の健康お守りとしての役割を果

たす「ヘルシーボン」として新たな進化を遂げようとしている。

LG電子「特許侵害強力対応」

中TTEなどのTV技術侵害に訴訟提起

LG電子が自ら特許訴訟を起こすなど、特許侵害に対して強力に対応している。また、2010年にグローバルトップ3の特許競争力を確保するための関連組織も拡大している。

LG電子は、2006年2月10日に、中国1のTV業者であるTTE（TCLトムスンエレクトロニクス）が自社のTV関連特許4個を侵害し、「特許侵害禁止及び損害賠償など」を求める訴を米国のテキサス州法院に提起したことを12日に明らかにした。これとともにLG電子は、TTEの香港にある持ち株会社TCLマルチメディアテクノロジホールディングスも提訴した。

LG電子は2005年初めからTTE側と特許協商を進めてきたが、2年近く続いた協商でもうこれ以上の進展はないとし、提訴を決めたと説明した。問題となっている特許は、デジタルTVチャンネル制御技術とプログラム等級によるTV視聴制御技術などの4個である。これらの特許と関連してLG電子は1999年から日本とヨーロッパのTV業者とロイヤルティ契約を結んでいた。

TTEは世界TV販売量3位の業者であり、中国TCLがフランスのトムスンのTV事業部門を引き受け、設立した会社である。市場占有率は、2005年7.6%から2006年3/4分期の時点で9.6%の急成長をみせている。

現在、LG電子は2006年に中国のHaierをエアコン商標権の盗用で提訴したことがあり、Haier側が商標権を侵害しないという旨を伝え、訴を取り下げた。つづく、2007年初頭には、大宇イレロニクスを相手取ってドラム洗濯機の特許権

侵害禁止可処分申請を出したこともある。

LG電子は、特許組織を強化するなど、世界水準の特許競争力を確保するために特許経営を強化している。2007年には△戦略的クロスライセンスの推進△特許権協商強化△次世代技術の特許資産確保など、特許経営3代重点推進課題を設定し、特許関連人員を現在約200人から来年には300人までに拡大する計画である。

LG電子は、2010年までに現在年間約2000件である米国特許出願数を5000件と拡大し、ヨーロッパ特許も現在約1200件から3500件まで増やすことを目標としている。

最近2年間UCC特許出願大幅増加

最近UCC（使用者製作コンテンツ）のブームとともに、UCC関連特許出願も2005年12件から2006年39件と大幅増加した。出願比重は専門業界が53%で過半数を超えており、続いて個人（29%）、大手企業（18%）の順となっている。

韓国特許庁などによると、2006年に世界的な動画サイト韓国イムジョンヒョンさんの演奏が流れ、クリック回数が800万回以上を記録したことを初め、面白くてユーモアのある動画から時事点や報道形式を取った動画まで、多様な素材の深みのあるUCCが増えている。

UCC分野は、専門業者と個人が積極的に特許出願しており、これは他のIT分野の特許とは区別されるものである。出願人別にみると、専門業者は2005年5件から2006年22件で、個人は2005年2件から2006年13件とその増加傾向を引っ張っている。

更にUCCは最近、選挙と噛み合い関心が高まっている。2006年米国の中間選挙過程にて

UCCが一部の当落に影響を与えた事例がある。当時の現職委員がなにも考えず口にした人種差別の発現がUCC動画像を通じてインターネットで広がり、非難を浴び、当事者らは選挙で敗退した。2007年韓国の大統領選挙でもUCCへの関心が高まるなか、UCCに対する特許出願も増加すると予想される。

卸売り・小売り業も2007年1月1日からサービス業として出願可能

2007年1月1日より適用されている新商品分類体系（NICE9版）によって、具体的商品を対象とする卸売り・小売り業もサービス業として出願できるようになった。特許庁は、まず、類似認定範囲内にある包括名称を認定し、段階的にその認定範囲を広げていく計画であると明かした。

卸売り・小売り業をサービス業として出願するためには、卸売り・小売りの対象となる具体的商品を指定して出願しなければならない。但し、具体的商品を指摘しない‘大型ディスカウントショップ業’、‘百貨店業’などの総合小売り業は、従来と同じくサービス業としての登録はできない。

これからは地域特産物も地理的表示で保護

韓国内でも地域特産物が初めて商標法の保護を受けるようになった。2006年11月22日「長興（Jangheung）椎茸」が国内地理的表示団体標章第1号として登録された。これは、特定商品が地理的表示に該当される場合、「法人名義」で「地理的表示団体標章」として出願すると、登録できるようにした2005年7月1日の地理的表示団体標章制度施行以来、初の登録である。

この制度はDoha Development Agenda（DDA）、自由貿易協定（FTA）など国際的な地理的表示強化傾向に対応し、かつ韓国内の地理的表示が外国

でも保護されるように、その基盤を整うために行われたものであって、これによって地域特産物も地理的表示で保護できるようになった。

今までは第3者が地理的表示を商標として用いることを差し止める法的根拠がなかったが、これからは、正当な権利のない者が、他地域の地理的表示団体標章で登録の地域特産物を用いてその商標と同一にする、或いは類似する商標で製造・販売すれば民事・刑事上の責任を問われることとなる。

よって、地理的表示商標団体標章国内1号登録者である営農組合法人‘ジョンナムジン長興椎茸連合会’は、指定商品である‘椎茸’に限って第3者が‘長興椎茸’という地域特産物を偽造・模倣した商標を使用する場合には、侵害行為の差し止め、損害賠償、刑事告訴などの強力な権利を振るうことができるようになった。今回の登録をきっかけとし、各地域で‘地理的表示団体標章’の出願が増加すると予想される。

知識財産保護協会、商標取締りチーム 本格可動

韓国知識財産保護協会（KOIPA）は、世界最高の高級ニセモノ品輸出国及び消費国として認識されてきた韓国の国家イメージを改善しようとして、韓国内の商標取締りチームを作り、可動させ、かつ海外における韓国商標の取り締まり活動のために東南アジア地域の商標取り締まり専門会社と業務提携を結ぶ予定であると明らかにした。更に、KOIPAは2007年に中国の高級ブランド保護協会（QBPC）と協同業務提携を結んで、中国内における韓国企業の商標取り締まり活動の支援を強化する計画であると明らかにした。

更に、KOIPAは、米国、日本、ヨーロッパの知識財産保護活動の多様な変化に対応するため、企業の知識財産保護のための国際交流、実質的な企業の知識財産保護業務、知識財産分野の核心人力の育成、かつ消費者の認識改善に力を尽くすことを明らかにした。

中小企業協同商標支援制度充実化

1996年から導入された「協同商標支援制度」が、事業の効果を高めるために商標開発への厳格な審査と開発された商標の公報支援とを大幅拡大した。「協同商標支援制度は5つ以上の中小企業が共同で使用する商標を開発し、協同ブランド戦略を展開しようとする場合、商標開発費及び広報費の一部を支援する」制度である。

中小企業庁は、共同商標の参加業者を対象に視覚デザインコンサルティングとデザイン開発とを支援し、協同商標の製品の水準を高め、「中小企業振興及び産業基盤基金事業」の共同化資金を協同ブランド戦略の展開時に最大で活かせるようにし、かつ協同商標で海外市場進出をする場合には、輸出規模に関係なく、グローバルブランド支援制度と連携して支援するようにした。

更に、協同ブランド戦略能力を強化させるために職人らを対象としたブランド教育も支援する一方、ブランド関連支援企業の製品の製造物における事故が発生しないように製造物の責任コンサルタントも兼ねて支援している。

中小企業庁は、中小企業製品のブランド化及びマーケティングを支援する「協同商標支援制度」が中小企業に役に立つ制度として定着されると期待している。



Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

Website: www.kimsandlees.com
e-mail: ybkim@kimsandlees.com

韓国ソウル鐘路区寛勳洞151-8 同徳ビル8階
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351